

所得割額の確認方法について

・奨学のための給付金（通常申請）では、**保護者等全員**の令和**8**年度の**市町村民税及び道府県民税の所得割の合算額**で判定を行います。

・所得割額については、以下の①または②の方法で確認いただき、申請してください。

※**保護者等全員の税申告を要します。収入が0円である場合も必ず申告してください。**

①課税証明書等で確認

- 市（町村）民税・道府県民税課税証明書または非課税証明書（※）
- 市（町村）民税・道府県民税非課税通知書
- 市（町村）民税・道府県民税の特別徴収税額の決定通知書

市民税・県民税額（円）

区分	所得割額
市民税	〇〇円
県民税	〇〇円

※市町村により、課税証明書等の様式や所得割額の記載場所が異なります。

②マイナポータルで確認

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードの読み取り機能が付いたPCまたはスマートフォンを利用して、所得割額を確認することができます。

①マイナポータルにログイン



②ホームから「おかね」税・所得を選択



③2026年度の「市町村民税所得割額」及び「都道府県民税所得割額」を確認



※申請時は、添付書類として【別記第4号様式】同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙 または 課税証明書 の提出が必要です。

※マイナポータルで出力したPDFや、スクリーンショットを添付書類として提出することはできません。